

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 日時

平成24年4月26日（木）午後2時から午後3時35分まで

2 場所

津地方裁判所大会議室

3 出席者等

司会者 山下 郁夫（津地方裁判所長）

裁判官 岩井 隆義（津地方裁判所刑事部総括判事）

検察官 藤尾 智敬（津地方検察庁検事）

弁護士 米田 義弘（三重弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 1番～8番 8人

4 議事概要

（司会）

この意見交換会は、裁判員を経験した方々のご意見、ご感想を、これから裁判員を経験することになる国民の皆さんに広く知っていただくとともに、ご意見、ご感想を今後の裁判員裁判の審理、運営に生かしていくために開催するものです。本日、参加していただいた経験者の皆様には、経験に基づいて、率直なご意見、ご感想を自由にお話いただきたいと思います。また、この意見交換会には、法曹三者を代表して一人ずつ参加いただいておりますので、意見交換の中で、随時、ご発言いただければと思います。

それでは、経験者の方に自己紹介を兼ねて、ご自分が関与された事件はどのような罪名の事件で、事実関係に争いはあったのか、認めていたのか、審理期間はどのくらいだったのかを紹介していただいて、裁判員として関与されたことについての概括的なご感想をお話しいただければと思います。

（1番）

私が担当した裁判は、今年の2月中旬に行われましたので、記憶に新しいとこ

ろです。裁判の内容は、住居侵入、窃盗、放火等で、人身の被害はありませんでしたし、被告人は罪状を認めており、あまり難しくなく、心にも負担のない事件でした。裁判が始まる前に、裁判長から事件の内容の説明を受けましたが、裁判長が非常にわかりやすく説明してくれましたので、初めて裁判に関わった私でもスムーズに裁判に入っていくことができました。裁判員を経験させていただいて、とても勉強になりましたし、以後の裁判にも非常に関心をもって、世の中で起きている事件、事故について、前より一層深く考えるようになりました。

(2 番)

私が担当したのは殺人事件でした。被告人は記憶がないということで、事実関係の認定がとても難しい裁判でした。公判は三日半で、評議に三日半と判決に1日かかりました。参加してみて、とてもポイントがわかりづらくて難しいというのを、評議を一緒にしたほかの裁判員の方と話をしていましたが、裁判長に筋道を立てて、説明していただき、最後にはみんなで納得した判決を出せてよかったと思います。また、自分自身もとても良い勉強になりました。

(3 番)

私が担当したのは、自殺未遂による放火、建造物放火事件でした。アパートの放火でしたので、ほかの人も住んでいるところに危険を与えたということで、ただ、被告人にはちょっと問題がいろいろあったので、その点をどう考慮するのか問題となりました。裁判の期間は四日間。やったことは事実本人も認めていますし、それについてどのような刑を与えるかと。感想として、裁判員に当たるとは思っておらず、裁判員になる前は、非常に嫌でした。何とかこの場から逃げ出す方法はないかと考えていました。自分はややこしいこと、複雑なことは極力避けて通りたいという性格でしたので、世の中の事に対して見て見ぬふりをする人生を送ってきましたが、裁判員裁判を経験して、それではいけないとよくわかりました。嫌なことであっても難しいことであっても、国民として社会に積極的に参加するんだとわかりまして、今回の意見交換会も、今までの自分でしたらこうい

う場には絶対に顔を出さない性格でしたが、これからは人生、一生懸命、社会と関わって、嫌なことでも苦しいことでもみな一緒に考えて、今まで裁判自体が、私にとっては無縁のものでしたが、裁判員裁判を経験したことによって、社会に関わっていかなければならないと痛感しまして、今回もここに出席させてもらったんですが、裁判員裁判を経験して非常に自分にとってはプラスになったと思います。

(4 番)

私も、自分が経験するとは夢にも思っていませんでした。私の担当した事件は殺害には至りませんでした。家族間での事件でした。テレビやニュースで見ているには、こういう事件が起こったと漠然と見ているだけでしたが、実際にその事件に関わらせてもらい、家族の在り方というか、事件が起きるまでの過程や複雑なものを目の当たりにし、自分の人生に置き換えて考えてしまうような良い経験をさせていただいたと思います。裁判の期間は四日間でした。

(5 番)

私が担当したのは、夫婦間の傷害致死事件でした。延べ十日間かかり、最近では異例の長さだと最初に聞かされましたが、四日半ほど評議したのですが、最初はそんなに期間がいるのかと思っていましたが、人を裁くということでそのくらいの期間は、細かく煮詰めていかなければならないのだなとよくわかりました。裁判員は私を含めて6人と、補充が二人いたのですが、各自意見が違いますので、そういう視点もあるんだなと大変勉強になりました。私が担当した事件では県下初でDVD撮影が法廷で流されまして、そのときは、傍聴席は音声だけでしたが、私たちの方はカメラの方でしっかり検察の方が取り調べている映像が見られまして、被告人の供述の任意性が、それで任意性があるということを、私はそう思ったのですが、非常に新しい試みでこれからも行われていくと裁判が良くなるのではないかと思われた事件でした。

(6 番)

私は殺人未遂事件で、10月末くらいに行いました。親が子供を刺すというような事件でした。裁判長がきちんと言っていたので、なにもかもわからない状態で、世の中も見えていないような、家にいるばかりですので、良い勉強になりました。

(7番)

私が担当したのは、傷害致死で、四日間の審理期間でした。裁判長、検察官、弁護人ともに、非常にわかりやすく、素人でもわかるようなご説明をいただきました。中身としては非常にわかりやすく、考えやすい内容でした。加えて、被告人が大筋を認めていると、基本的に量刑に主体を置いた、そういう意味では比較的思考やすかったなど。結果については満足しています。

(8番)

私が担当した事件は殺人未遂事件、家族間での事件でした。四日間で終わりました。スムーズに終わりました、よかったと思います。

(司会)

次に、裁判員裁判に携わる者としては、裁判員の方にわかりやすい審理になっているのだろうか、法廷で行われている審理の内容が裁判員の方にわかりやすくなっているのだろうか、常に問題意識を持っていろいろ考えて工夫もしているのですが、その辺りがどうだったのかと、常に關心をもっているところです。まず、法廷で行われた審理、その中で一番時間が長いのが証拠調べだと思いますが、事件によって証人や被告人の話を法廷で聞いたり、あるいは捜査段階で作られた調書を朗読するのを聞いたり、証拠になる物や写真を見たりしたと思います。そういう中身が皆さん経験されてどのように感じられたのか、わかりやすかったのかどうか、もっとこうすればよかったという点はなかったのかどうか。その辺りを伺いたいと思います。

(5番)

証拠調べの中で証人尋問があったと思いますが、裁判が始まって最初にある程

度こういう事件と説明いただいたが、証人尋問を聞いて、その後、弁護士さん、検察官が質問されていたのですが、その後、裁判所の方からということもあったのですが、初日は聞いても質問する内容もわかりませんし、事件のこともまったく頭にあんまり入らなくて、本調子になるのが二日目の午後くらいになって、思い起こせば一番最初に出てきた証人の方に、これを聞いておけばよかったとかよく後悔しました。聞いてからの時間が、質問までの時間が短い、どうしても休憩時間内で考えるということで、ただ聞くだけで、あまり文章で残っていない自分のメモしかなくて、質問を考える時間が少なく、なかなかうまく質問ができなかったんですが、それは仕方ないということなんでしょうか。

(司会)

実際には何か質問されたのですか。

(5 番)

私なりに、証人一人に一つは質問するというノルマを自分に作って、それ以上に質問したのですが、ただ、最初は質問する内容さえ思いつかなかった。この人の言っていることおかしいところがあるのかなというのが正直な感想で、それが別の証人の方が出てきて喋るとそこで初めて違う意見が出てきて、その時には最初の人にはもう意見が聞けないので、あの人の時に聞きたかったなというのが、最初のうちからそういうのがわかるともっと聞けたのかなと思いましたけど。

(司会)

法廷で話を直接聞いたこと自体は良かったですか。

(5 番)

それはわかるのですが、ただ、それがどこを聞いていいのか、質問する内容、疑問に思うところが、まだ初日とかではわからない。なので、裁判官の方が質問しているのを聞いて、こういうふうに質問するんだなという感じで聞いていました。

(3 番)

担当した事件はそんなに難しくなくて、本人がやったというのがはっきりわかっていましたので、あと証拠に関してもスライドなどを使って非常にわかりやすく、素人の私たちが見てもすぐにわかりやすい説明でした。難しい事件だったらどうなるかなとは思いましたが、私の担当した事件に関しては非常にわかりやすかったと思います。

(司会)

3 番の方は、証拠調べは、証人から聞かれたのか、調書の朗読というかたちで聞かれたのかどちらでしたか。

(3 番)

警察官と検察官が調べた内容をスライドで映して、火災が起こったと、どういうふうにおこったと、何時に起こってどういうことをやったかと、やった犯人が後どういう行動をとったとか、その辺りがきちんと順序良く。

(司会)

それは最初の説明ですね、検察官がされる。

(3 番)

そうですね。

(司会)

その後、証拠調べということで。

(3 番)

証拠調べに関しても、現場のスライド、写真、どれくらい放火してどれくらい燃えたとか、ほかの住人がどのような危険に晒されたとか、その辺の説明がありました。

(司会)

5 番の方のように、法廷で証人の話を聞かれた方はほかにおられますか。ほかの方は調書というか、検察庁や警察の調書を法廷で朗読してそれを聞くということでしたか。

(6 番)

被告人の奥さんが証人でした。

(司会)

被告人自身については、被告人本人の話というのは直接聞かれませんでしたか。被告人質問というかたちで法廷で被告人に両方から質問してそれを被告人が話すというのは聞かれましたか。

(6 番)

聞いています。

(司会)

それは、聞いてどのような感想をもたれましたか。たぶん、被告人については、直接話を聞く場面と調書朗読する場面と両方あるんだと思いますが。

(3 番)

被告人の話を聞いて、被告人に質問をさせていただきましたが、自分が思ったようにはきちっと、ちょっと。内容はきちんと聞いたのですが、最後の詰めのところまではきちんとできなかった。裁判官の方で、補充的に質問してもらいました。直接聞くということは、これをとっていても直接聞くということはなかなか難しいことだなと思いました、初めて経験して。

(5 番)

私のときは、被告人質問が最後の方、四日目くらいで、しかも三日目の午後くらいに、まず弁護士の方からされて、日をまたいで次の日の朝から検察官からの質問だったので、ちょうど1日、夜考える時間ができまして、資料は持って帰ることはできませんでしたので、その場で次の日の質問を考えたかったのですが、そこで残ってやっていくというのも悪いなと思って、本当は残ってやっていきたくった。だから次の日少し早めに来て、自分で、質問、フローチャートみたいに、質問を考えて、イエスの場合はこう、ノーの場合はまたこうという感じで、4段階くらいで質問を考えて、次の日、朝から質問をさせていただいたのですが、

ものすごく、気持ちよかったです。それで自分の思っていたような答えを導き出したので、うれしかった。ただ、考える時間を、たまたま1日空いたのでそれができましたけど、そういう準備期間がなかったら、そういうことはできなかったと思います。

(6 番)

質問したことに対してはちゃんと答えていただきましたけど、ただ、もう少し自分なりに、いろんなことを分けて、5 番の方が言ったように、機会があったとしても、どういうふうに聞いたらよいかということがわからなかったこともあります。

弁護士さんにしても、朗読、読み上げてくださっている言葉はわかりますが、普通の、一般の我々は、専門用語というのがあると思いますが、そういうところになったらもたもたして、二つ、三つそういうのが絡んでいったら、わかりにくくなりますので、専門用語を抜いてほしいように思います。

(司会)

検察官、弁護人が審理の初めの方や、最後のまとめのところで、いろいろ説明をしますが、そういう説明について、今言われた、もう少し専門用語は違うかたちで説明してほしいと言われましたが。

(6 番)

被告人に対しての説明をしている時にわからない言葉が出てくるように思いました。我々には、裁判長さんがちゃんと読み砕いて教えてくださっていますが、前に立ったときにスライドで見てて、何ていうことだろうなということが、ポッとあたりします。マイクで言っているんですが、わかりにくい言葉もありますし、はっきりとてきぱきと言ってほしい。

(司会)

聞き取りにくかったこともあったということですか。

(6 番)

そういうこともあります。

(司会)

ほかに、検察官や弁護人が法廷で説明したことについて、どうだったか。わかりやすかったとか、聞きやすかったとか、もう少しこういうふうにしてくれた方がよかったとか、何かないでしょうか。

(7 番)

専門用語について、私が担当した事件でも裁判長と弁護士、裁判長と検事の二人の交互のやりとりでは、素人には馴染みのない言葉が飛び交っていた時がありますが、かなり度々休憩が入るわけです。もっとずっと長いのかと思っていたら、とにかく頻繁に休憩が入りますので、その都度、休憩が入ったら、我々に裁判長から、先ほどのこの話についてはこういう意味でこういうことであったと説明をその都度してもらいました。ですから、そういう意味では非常にわかりやすかったなど。ずっと後になってからということではなく、というふうに思っています。それから、法曹三者とも、それぞれの立場からできるだけ裁判員、素人だと、素人にわからせなければと、非常にご努力はいただいたんだと思いますが。いろいろビデオだとか、言葉使いにしても非常にわかりやすく説明していただいた。私の関わらせていただいた件につきましてはよかったなと思っています。

(1 番)

私も短い裁判期間でしたし、内容が非常に、人身の被害ありませんし、本人も罪は認めている、いわば非常に簡単な事件ではなかったかと思ひまして、したがって、説明いただいたことも、検察官の証拠の開示にしても、すべてわかりやすく、すべてうまく説明していただきましたので、そんなに難しく感じることは何もありませんでした。したがって、特に困ったこともありませんし、悩みを申し上げることもありません。被告人への質問は一つだけさせていただきましたが、これはそれまでの説明をすべてわかっていながらも、自分で一つ心にひっかかることがあって、お尋ねをしましたが、被告人も非常に誠意を持って正直にお話し

ただいたと思います。こちらから質問するということは、それぞれ何か心にひっかかることがあれば質問させていただくことは、非常に良いことだと思いました。

(2 番)

資料をたくさんいただいたのですが、なかなか、こまめに休憩も取っていただいていたのですが、このような経験は普段あまりないので、休憩時間は休憩として、自分自身使ってしまったので、たくさん資料をいただいてそれを読み込むということがなかなかできなかったのも、休憩時間に読めばよかったのですが、でもやはり普段こういう場に慣れていないということの緊張の休憩にとってしまったので、やはり別で資料を読み込む時間をとっていただけたら嬉しかったなと思います。わからない専門用語とか、例えば証拠に出していただいた書類の意図するところなどは、皆さんおっしゃられたように休憩の時に説明をいただいたので、その辺で困ったということは特にありませんでした。

(司会)

資料というのは、検察官や弁護人が事件の内容を説明した時の資料ですか。

(2 番)

資料をいただいて、公判の時にそれに沿って説明していただいたもので、自分もメモを取りながらそちらの方に目を通させていただいたのですが、弁護士側の方から意見陳述というか、いろいろ書いていただいてあった資料があったのですが、それを読みたいと思ったのですが、自分がなかなか時間が取れなかったのも、その分だけはきちんと目を通すことが後でできなかったなと思って。それと、結構、公判の時はメモを取ることに集中というか気を取られてしまったので、突き合わせというか、資料を持って帰れないので、突き合わせというか自分自身、理解する時間というか資料に対してのそういう時間をとっていただくとうれしいかなと思いました。

(司会)

法廷で説明されること自体はわかりましたか。

(2 番)

はい、説明の方はとてもわかりやすく、良かったです。ただ、それを資料と結びつけてもう一つ自分の中で理解を深めようとしたときの時間がほしかったです。

(司会)

法廷での審理、証拠調べの話とか、説明の話とか出てきましたが、ほかにご意見やご感想はありませんか。

(4 番)

スライドだとか凶器だとか、ものすごく事細かく、ちょっとショッキングなスライドなども見させていただいて、説明もすごくわかりやすく良かったですのですが、たまたま受けもった事件が家族内でってことだったので、話を進めていく中で、何をどのように言っているんだろう、感じることはいっぱいあるんですが、この時にこういうことになったか、この場面はこういうことだったんだと理解はしているのですが、言葉にして自分がどのように言い表しているのか、話し合いの場で、頭の中で一旦こういうことを言おうかと思ったけど、こんなこと言ったら笑われるのではないかと身構えてしまったりとか、そういう難しさがありました。ただ、スライドを見せていただいたり、説明を受けたりということに関してはすごく理解しやすかったです。

(司会)

自分が意見を言ったらというのは、評議の話ですか、法廷で質問しようとした時の話ですか。

(4 番)

評議の話です。

(司会)

検察官、弁護士から何か質問はありますか。

(検察官)

先ほど来、検察官がお配りした資料の話などが出てきたと思いますが、検察官はまず審理が始まるに当たって起訴状の公訴事実を読み上げさせていただいて、その後にこの事件がどのような事件かを説明させていただきます。冒頭陳述というものをさせていただいたと思いますが、その際に、冒頭陳述メモというメモをお配りさせていただいています。そして、審理を終えるに当たって、検察官の意見ですね、どのような刑を科すべきかという意見をする、論告という際に論告メモというものをお配りさせていただいたと思いますが、その点について若干質問させていただきたいと思います。実際に、冒頭陳述メモや論告メモといった資料は、事件の把握をする上で、あるいはその後評議の中で役に立ったということはありませんでしょうか。

(司会)

検察官としては説明を理解してもらうために、冒頭陳述メモだったり、論告メモだったりをお配りしてそれを見てもらいながら法廷で説明をしたと、後で評議などの時そのメモが役に立ったかという質問ですが。

(1 番)

メモが役に立ったかどうかというより、そのご説明がすべてですね。それが私たちが判定をするすべて、事件を知るすべてだと思っていましたけど。それがなかったら、最初に裁判長から概略の説明はありましたが、より突っ込んだ詳しい説明は検察官からの説明だと思っています。

(7 番)

単純な質問なのですが、そのメモについては、裁判員が加わっていないようなときにはメモなどについては、用意はなさらないのですか。

(検察官)

従来の裁判では裁判員裁判用のメモのような体裁のものは提出はしていません。ただ、検察官が説明した内容と同様の文章が書かれた書面を裁判所には提出しています。かたちの違いなんですけど、裁判員裁判では、法廷の中で検察官が口頭で

説明する部分があったかと思いますが、口頭で説明をしたことがすべて書かれているようなもの、それは裁判員裁判以外の事件で裁判所の方に提出しています。一方で、裁判員裁判の方では、口頭で説明したものをより簡潔に箇条書きにしたもの、そういった簡略なものだけをお配りさせていただいております。

(7 番)

ですので、余計にわかりやすかったのだと思います、我々としては。簡単に要点だけまとめていただいている、だからそこだけ目を追って耳から聞かせていただきながら、要点だけ字面を追っていったら、耳からと目からと両方入っていくと。そういう意味で理解がしやすかったように思いました。

(検察官)

分量の点について、メモの量が多すぎるとか、あるいは少なかったのではないと思われる方はいらっしゃいませんか。

(7 番)

私の場合にはあの程度の分量でちょうど良かったなと思っています。

(5 番)

私のときは、メモも証人の度に1枚ずついただいていた。証人の質問の大体争点のことが大体大まかに最初から書いておいていただいていたので、項目ごとに書くことができて非常にわかりやすかったです。ただ、A4、1枚だったのですが、やはり、紙が真っ黒になるくらい箇条書きでそこら中に書くもので、裏にも書きましたが、私には少し少なかった、事件にもよると思いますが、少しややこしい事件だったもので、少なかったように思います。

(検察官)

特にメモ欄を設けた方が良かったということですか。

(5 番)

ほかに紙はたくさんいただいていたので、裏に書いたりとか、この証人だけの、この紙に関しては、少ないときもあったのですが、いろんなメモ用紙も裁判所か

らいただいていたので、書ききれましたので、別に問題はないと思いますが、ただ、少し少なかったかなとは思いました。

(検察官)

冒頭陳述や論告といったものは、実際法廷でやる際に、我々はある程度時間を短くして、皆さんに飽きずに聞いていただけるよう努力していますが、例えば20分かかったり、事件によっては50分あるいは1時間くらいかけたりする事件もあるかと思います。長すぎたんじゃないかとか、あるいは少し短すぎてもう少し説明してほしかったと、そういったようなご感想をもたれた方はいらっしゃいますでしょうか。

(3番)

私の担当した事件自体はそんなに難しい事件ではなかった、事前にメモを渡していただいてあって、それを聞きながら、検察官の質問とか話とか、私もこんなに一生懸命に人の話を聞かないタイプでしたが、法廷で緊張して一生懸命聞いたので、メモがあったことによって、量は私の担当した事件に関しては適当だったと思います。

(司会)

審理の後、評議になったと思いますが、評議を経験されていかがだったでしょうか。例えば、十分時間をとって、十分な議論ができたのか、ご自分やほかの方が自由に意見を言えたのか。その辺りいかがでしたでしょうか。

(1番)

この意見交換会の案内をいただいて、この1点だけこの場で申し上げようと。再三申し上げていますが、最初から最後まですべてわかりやすく、初めてのことでわかりやすく説明していただいて、何の悩みも困ったことも何もありませんでした。ただ、これだけ1点だけ申し上げておこうと思いましたが、いつの時点だったかわかりませんが、評議の際に過去の判例を見せられましたが、過去の判例を見ると、今までの、我々庶民感覚の意見がどうなってしまったのかなと、

みんな過去の判例を見ると、みんなそちらの方に、ワッと気が流れ、過去はこんなだったのか、では今回もこうだなんて。それまで、今まで民間人の感覚を反映させようと言っていたのがみんなそちらになびいてしまって、でも法の平等性から見れば過去の判例に従うのも大事なことで、あまりに突拍子もない判決が出ていけませんので、それも大事ですが、裁判員制度の一番の趣旨である庶民の感覚を取り入れようというのが、時代背景によって多少過去何年間か前の判例とは違う、同じような事件でも違う、世間の背景があらうかと思いますので、その辺りの兼ね合いが。どちらがいいとか悪いとか言っているのではなく、過去の判例を見せられるとみんなそちらになびいてしまうような気が少ししまして、その辺の折衷をうまくとらないと、せっかくの裁判員制度の意見が反映されないのではないかな、死んでしまうのではないかなという気がしました。

(司会)

量刑の資料の使い方ということですね。

(1 番)

そうですね。

(司会)

ほかに評議の点で、今の点に関連してでもいいですけども、評議の点について思うこと、思ったことはありませんでしょうか。

(8 番)

後で思いますと、もっと聞いておけばよかったなとかいろいろ思います、後からは。人によって趣味や経験がいろいろあって、ものの見方が違うと思います、いろいろな点から。流されるのではなく、自分で思っていることを聞いておけばよかったなと今になって思っています。

(3 番)

初めて会った方々と評議をするわけですから、どうやってやっていくのか心配もありましたが、裁判長や裁判官が、コミュニケーションの取り方が非常にうま

く、みんな意見を一生懸命に出し合いました。自分も、思った意見は全部言って、あと自分が言ったことに関してほかの方がどう判断するかわからないし、自分がこういう考え方と思って言っても、あとからみんなの意見がこうなったら、やはりそうかなとそちらに。ただ、過去の事例、確かにそれは言いました、私、その場で、コンピューターで、過去の判例を見て決めるのであったら、ここの評議の意味はないのではないかという気も私もしました。ただ、自分もそういう意見を言って、評議の結果も、過去の判例に従わず全然まったく違う判例を出してもやはり問題はあると思います。過去の判例も必要ですし、自分の思っていたことを全部そこで、おもいきり私は言いましたものですから、結果に関して、過去の問題、どうようにするか、確かにその時は思いましたが、過去の判例を見ていろいろするのであったら、裁判員裁判する意味がないのではないかと少しは思いましたが、その時は思ったけど、自分の意見はそこで全部ぶつけて、言って、その話をみんなに聞いてもらって、みんなで判断してもらったから、自分の考えが間違っていたわけではないけど、みんなに従った方がいいかなと、また結論を変えたり、いろいろ迷いました。過去の判例は、少し難しいところがあるかなと、その場で思いました。

(4 番)

過去の判例がというのもありますが、私自身は、まったく法律のことはわかりませんし、過去の判例、やはり例を提示してもらわないと、何を基準にして物事を判断してよいのかわかりませんでしたので、過去の判例は私にとって大きな役割を、それを基準として考えてという、基準になりました。それがなければ私たち何をどう最後に答えていいかわからない状態で、私はそう感じました。

(1 番)

私の場合は過去の判例よりもむしろ検察官の求刑。この裁判員裁判に加わる前からですが、どんな事件でも検察官が求刑される、だいたい判決は求刑より少し低めであろうと、常々思っていたので、過去の判例というのはまったく頭

にありませんで、その評議の時は。検察官が、何年と求刑されたら、その刑より若干低めだろうなというのが私の目安でした。それで進めてましたのに、過去の判例が出ると、進めていた意見よりも過去の判例の方に重きが行ってしまったというのが、私の感想です。

(司会)

2番の方、なかなかポイントがわかりづらいという話が最初ありましたが。今から振り返ると評議についてはどのような感想をお持ちですか。

(2番)

被告人が肝心なところの記憶がもうないと、質問に対しても。それで、一緒に裁判員として参加された方々は、本当にやったのかどうかははっきりわからないもので、そういう人に懲役何年という罪をしてもいいのかどうかというところで迷いがあったのですが、一つ一つ状況を説明していただき、また、過去の判例を見させていただいたのですが、私自身としては過去の判例を見させていただいた方がある目安ができてよかったです。やはり、みんなで意見を出し合いながら、いろんな事例を見て、みんなで意見を出し合いながら、みんなで納得して決められる、決めた結果が出てきたので、過去の判例も見た上で、みんなで話し合って決めるということも大事だと思いますので、私は過去の判例は資料として採用してほしいと思います。

(司会)

十分に、裁判員の間で議論はできましたか。

(2番)

できたと思います。

(7番)

私も今の気持ちで言うならば、やはり判例は判例として示していただかなければ、素人が突然判断することになる、もちろん十分に話し合いはしますけど、結果として、何もない段階でいきなり違うようなことになってもこれはまずいので

はないかと。そういう意味で、判例を紹介していただいた、それはある程度は必要なのではないかという気はしております。ただ、裁判員に選ばれる前々から、凶悪な犯罪がかなりあります。ところが、それらについて、これほど残忍な方法で人を殺しておいて死刑にならないのかというようなことを、家族間でもあるいは友人の間でも話し合ったことが何回かあります。これは結果としては、それぞれのケース、似かよったようなケースであっても、みな事情が違くだろうということはわかっているのです。わかった上で、あえて言うと、永山何とかというのがありましたね。いくつかの事例が、どうやらこうやらがなければというような。あれが一つの縛りになっているということも聞かされていましたが、やはり、私は、刑は重ければいいと言うつもりはありませんが、人を一人、場合によっては複数の命を奪っているということについては、もう少し重く考えていく必要があるのではないかと常々思っていました。そういうふうな考えでいたところへ、今回裁判員に選ばれ、うれしかった、チャンスだと思いました。法廷の場より、むしろその後の評議の場で、実際どのような話がなされるのか、興味津々で参加させていただきました。ところが、私が参加させていただいた、その例によりますと、傷害致死と、本人も認めているということで、比較的単純と言えば、単純。過剰防衛と言えば、そちらになると思いますが、比較的考えやすいような内容ではあったのです。ですから、先ほど述べた何人も殺しておいてどうのこうのとか、そういうふうなこととは直接には結びつかないわけですが、やはり、これだけ、過去の裁判官もみな真摯にいろいろな角度から考えていただいているのだなど、納得するような面が今回の審議の中で、自分なりに納得させていただきました。そういうふうな意味では、参加させていただいてよかったなという気はしています。これだけ殺しておいて死刑にならないのかというような単純な、そういうふうな気持ちは多少修正されたかなという気は今のところしています。

(司会)

裁判員候補者として呼出しを受けて、それから期日に裁判所に来ていただいて、

選任手続で選ばれて、それから審理に入るということを辿ってこられたと思いますが、そういう段階で周りの方、ご家族であったり、勤務先であったり、そういう方との関係でいろんなことが起きると思いますが、その辺りのことを伺っていきたいと思います。まずは候補者として呼出しを受けてから選任の期日、裁判所に実際に来ていただくまでに、例えばいろいろなスケジュールの調整をしたりですとか、周りとの関係が出てくるとと思いますが、その辺りで、ご家族だったり、仕事の関係の周囲の方は、どのような受け止め方だったか、あるいはスケジュール調整などで苦労されたことはありませんでしたでしょうか。

(6 番)

親を看ていましたので、施設に、ショートに入れるのにいろんなところに当たって、日を延長してもらおうとか、行く予定を組んでいた日をやめてほかの日からずらして行くように調整しました。最近はショートもなかなか入れなく、前の日から、今日は行かなければいけないという日に言って、その当日に、先ほどもありますように、昼からここへ、まさか当たると思っていないから、調整しておいてよかったと思います。施設にどうにかして入れてくださいと頼んで、それだけのことに對しては大分苦労しました。

(司会)

そのようなときは、裁判員になるかもしれない、呼出しを受けているからと言っていろいろされたのですか。

(6 番)

はい、そうです。

(司会)

そのようなときに、相手方の受け止め方はどうでしたか。大変ですねと協力してもらえましたか。

(6 番)

そんなの本当にあるんだなと。私たちのところではまだ聞いたことはなかった

ので。

(5 番)

私のときも金曜日の午後から集まって、抽選で選ばれたのは4時、手続は4時からだったと思いますが、次、土日でしたので、裁判が翌月曜日ということで仕事に関しては大分支障をきたしました。4時の時点で会社に一報入れて、抽選があるとは事前にみんなに言ってありましたが、まさか選ばれるとは思っていなかったもので、一応場長に報告したら、ちょっとえらいことになったで、本当は場長にみんなにだまっておいてくれと言ったんですが、仕事上そういうわけにもいなくて、帰って緊急で会議を。2週間という期間でしたので、2週間、こっそり周りの人間に負担をかけてしまったのですが、ただ、その準備期間、最初に十日ということは紙でいただいていたのですが、自分も早とちりで、うわさで三、四日と聞いていたので、最初この十日のうちのどの日ですかと質問したら、この全部と言われましたので、顔面蒼白になりまして。でもなんとかできました。できれば平日で一日か、二日、選ばれてから裁判が始まるまで猶予期間がほしかったなというのが感想です。

(司会)

選ばれて、いざやることになったら、そこで本気になって調整しなければならぬからということでしょうかね。

(5 番)

そうですね。本当に、十日間書いてあったけどネットとかで調べても平均三、四日だというのが頭にありましたので、選ばれても三、四日なのでなんとかなるなど。会社に対しても有給で休めばいいかなと思っていたんですが、さすがに2週間となると、会社にも有給と言って黙って休むわけにもいなくなってしまうので。

(司会)

職場の理解は得られましたか。

(5 番)

会社の社則でも書いてありましたので。給料は会社から出ませんが、休業扱いで参加することはできました。理解は得られました。

(司会)

裁判員に選ばれて、審理中や審理後、周りの方から、何か聞かれたりしたご経験はありませんか。珍しい経験なので、後から質問を受けたりしても不思議はないと思いますが。

(5 番)

ここをだいたい5時に終わってしまいましたので、それから会社に行って仕事を毎日していましたが、顔を合わせると今日何をしていたのかみんなから聞かれました。最初は守秘義務があるので、何も言えないと言っていましたが、次の日くらいに裁判長や裁判官に、どこまで話していいのか聞いたら、法廷内のことは話してもらってもよいと、評議室の中だけのことだけは絶対に話さないでということ。ある程度、ネット検索しても事件のことは出ていましたので、それにちょっと付随して、裁判官の方の面白い話とか、自首というのはこういうことをいうのだよとか、そういう話もしてくれましたので、そういうのを会社の人間には毎日、今日はこんな人が来ていたとか逐一報告していました。

(6 番)

新聞に出ていましたので、その事件のことは。この裁判に行ってきたのと、こういうことを聞かれるのとか、そういうのを友達に少し聞かれたりしました。別に詳しくはみんな聞きもしません。

(3 番)

終わってから、自分自身が良い体験をしたと思いましたので、今は勤めてはいませんが、その時は職場にいましたので、職場の若い人に自分が体験した気持ちは今までの人生でそんなに体験することではないし、こんなに人の意見を一生懸命聞いたこともないし、人の人生についてこんなに一生懸命考えたこともなかった

し、その終わった後、自分自身が感動しましたので、これは職場で自分の感じたことは言っておかなければいけないと、朝のミーティングの時間を少しいただいて、こういう経験をしましたと、皆さんも呼出状が来たときには積極的に参加して、私が受けた体験をぜひ体験してくださいと伝えました。

(司会)

守秘義務が気になるというお話も出ましたが、実際守秘義務が裁判員の方には定められていますが、守秘義務についてどのように理解されたり、どのようにお感じになっていますか。

(4 番)

裁判員に出たことすらも言えないということだったら悶々としたかもしれませんが、ここまでは言ってもいいですよと説明していただきましたので、守秘義務は頭にありますが、そんなにカチコチにならずに今日まで過ごしています。

(3 番)

守秘義務については、どこまで言っているかわからないし、でも、会社を休むとき当然上司には言いました。ほかの人にも言いましたら、そういうことは言わない方がいいのではないかって言われて、言っではいけないのかなと、ここへ来るまでは思っていました。呼出状が来ても自分がまさか当たるとは思っていまませんでしたのでそんなにはあれでしたけども、職場で上司にどれだけ説明したらいいかなとはっきりわからなかったの、とにかく、もしか、やるようになったら四日間は休ませていただきますということだけは言っただけですが、ほかの人に対しては初めは何を言ったらいいのかなのか、私も呼出状が来たよと言ってしまってから、ほかの人から言わない方がいいんじゃないかと言われてそうかなという気になりました。守秘義務は評議室の中の内容だけと聞いて、一般の者は、当たったら人に言っただけでいいかな、当たったことも言っただけでいいかなということだと思っていましたが。その辺は普通のものの考え方と世の中どうなっているのかなという気がしました。

(司会)

今は、そこはこういうものだとして理解してそんなに負担ではないということでしょうか。

(3 番)

今は、自分自身経験してわかりましたけど、ほかの人にも守秘義務はどんなものなのかということを行いましたので。初めのうちはそれ、どこまで職場で言っているのか悪いのか確かに迷いました、上司には言いましたが、ほかの人には言いませんでした。

(6 番)

内容よりか、友達にしても、兄弟にしても、一番聞かれたのは、裁判所は我々から、普通の人から見たら、高い雲の上のような感じがしているので、怖くないかな、難しいことはないの、緊張ばかりしてるのと、そういうことだけしか聞かれなかったです。テレビにはものすごく緊張した裁判所の中が出ていますから、特にそういうことを聞かれたり、今度私のところに言ってこないだろうかとか雑談的なことしか聞かれませんでした。

(司会)

怖いところではないのと聞かれたときにはどのように答えられたのですか。

(6 番)

別に、裁判長さんもちゃんとしてくれて、何も気にすることはないよと言っておきました。

(司会)

いろいろ分けて伺ってきましたが、今まで出たことに関係しても、あるいはそれ以外のお尋ねしていなかったようなことでも結構ですが、今から振り返って、こういうことあったなど、もう少しこうしてほしい、あるいはこういうふうにした方がいいのではないかということがありましたら、是非、この機会に言っていただけるとありがたいのですが。何かそういう点でお感じになったことはありま

せんでしょうか。

先ほど検察官から質問していただきましたが、弁護人の立場から、弁護士さんからなにかありますでしょうか。

(弁護士)

裁判においては事件の説明を受ける場合に、検察官、弁護人からではなくて、証拠調べにおいて被害者、被告人から話を聞くということになると思います。話を聞くのはやり方が二つあって、供述調書と言われる調書を読み上げるというかたちで話を聞く方法とご本人に裁判に来てもらって口頭で、弁護人や検察官の方からの質問に対し答えてもらうというかたちで話をしてもらうという二つのやり方、つまり紙を読み上げるか、その場で聞くのかという二つのやり方があります。たぶん、ここにおられる裁判員の方はどちらかの方で体験されたと思います。一旦紙で読み上げて、質問するのは二度手間になりますので、通常はどちらかで行われます。皆さんが実際に体験されて紙を読み上げる形式で、逆にこれであれば直接本人から話を聞いた方がよかったという場合や逆に質問を聞いてこんなのだったら紙にあげてくださいというのもあったかと思いますが、そういうことに関してどういうご感想をお持ちですか。

(司会)

法廷で証拠調べするときに、調書の朗読というかたちでできてるものを読み上げてそれで聞くというのと、前に証人が出てきて、実際に問いと答えでやり取りするという二つ大きく分けるとあるので、そこの質問です。事実関係に争いのなかったという方は検察官が調書を読み上げてそれを聞くというかたちで目撃者だったり被害者だったりの話をそういうかたちで聞いて理解したということになると思いますが。そういう方で、直接法廷に来てもらって話を聞いた方がよかったかなという感想をお持ちになった方はいらっしゃいますか。

(7番)

教えてほしいのですが、一通りの説明を聞く、あるいは紙で説明していただく

のと、もう一つは直接に本人ないし証人から話を聞く質問形式がどちらがいいかという趣旨のお話であったと思いますが、その直接に質問をするということは一から十まで全部質問によってという意味のことをおっしゃっているのですか。もしそうだとすればかなり時間がかかるのではないのでしょうか。

(弁護士)

そういう点に関してなんですけど、例えば質問の仕方に工夫をして時間を短縮する方法はあると思うのです。同じことを聞くのに、被告人を例に挙げれば、目の前にいるんですが、当該被告人から話を聞かずに、ただ紙を読み上げて、被告人が言ったことをまとめた紙を読み上げるのを聞くのと、実際に被告人が目の前にいるのであれば、当該本人から話を聞きたいというのと、どちらの方が。裁判員裁判ですから、どちらの方がわかりやすいのか、早ければ良いと、とりあえずやれば良いというものではなく、裁判員の方がどちらがよりわかりやすく、事件の筋を掴みやすいのか、ということをお聞きしたいということです。

(司会)

たぶん、片方だけを体験した方に、どちらがいいですかという質問はなかなか答えづらいと思うのです。むしろ、ご自分が、例えば調書を朗読するのを聞いて、そういう審理だったという方に聞きながら、こういう点を直接聞きたかったなと感じられたことはあったか、なかったかという観点かと思いますが。あるいは、被告人の場合には両方体験されたかもしれませんが、被告人質問というかたちで直接聞いた部分と、全部じゃなくてほかのところは調書の朗読だったというところがあつたかもしれませんが。

(1 番)

弁護士さんが作っていただいた調書を読み上げていただいて聞かせてもらったのですが、それを作るまでかなり時間がかかって被告人からお話をうかがって弁護士さんがまとめたものだと思いますので、本人を目の前に置いて短時間の間にいろいろ質問してもその弁護士さんが作っていただいたような調書のようなこと

まではなかなか聞けないと思います。明らかにペーパーで作っていただいたものを私たちがそれを説明を聞いた方が、長い時間かけて弁護士さんが調べていただいたことですから。

(弁護士)

まとめた紙を読んだら、まとまっていてそれは要領が良いのは当たり前の話で、例えば、同じことを聞くのに紙で聞いた場合に、これだったら弁護士がまとめた紙を読むのと、弁護士の質問に対して答えるという場合だったら、どちらの方がわかりやすいか。紙を読み上げたときに、こんなのだったら本人目の前にいるので直接弁護士が聞いて口で答えてもらう方がわかりやすいし、紙でまとめたよりは直接本人の口から聞いた方が、本人が言っていることですから、はっきりしますよね。そういう点で紙なんか読むよりは直接聞いた方が良いということはありませんでしたか。

(1 番)

本人に口で、頭の中こんなんになってしまって、いろいろ聞いてもね、矢継ぎ早にどんどんいろんなことを聞いてもなかなか頭に残らないので、紙に書いたものがいつも目に通して自分の記憶に留めた方がいいと思います。紙の方がいいと思います。

(5 番)

本人を目の前にして、弁護士さんと検察官の方から質問をしてそれに答えるようなかたちだったのですが、それでよかったということは音ですね、擬音とか、人を叩く音とかドアを閉める音の感覚とか、そういうのは文章で見えていてもピンとこない、ドンという音がしたというふうに供述にあがっていて、ドンというのはどんなのですかと、弁護士さんとかが聞かれて、そしたら、そこでいちいち許可をとって、やっていいですかと言って、コンと、こんな感じですよとかそういうことをやっていただけるので、本人目の前にしてそういう質問をしていただいた方が非常にわかりやすかったと思いました。

(検察官)

被告人質問というかたちで、検察官や弁護士が犯人と疑われている方に質問をして答えてもらう、本人の口から語ってもらうという場面の裁判と、供述調書というものを検察官は捜査段階で作ります、取調べをして、聞いた内容を書面にまとめていく。そういったかたちで書面にまとめたものと、本人が法廷で話すという二つの方法がありますが、ある事件によっては法廷で被告人が話したことと、検察官が提出した供述調書の内容が食い違った事件もあったんじゃないかと思います。そういった事件の場合、本人が、話したことの方がわかりやすいのか、検察官が取った供述調書の方がわかりやすかったのか、あるいは供述調書と本人が話したことを対比してみてどちらが信用できるのか、判断に迷ったことがありましたら教えていただきたいのですが。

(5 番)

私の感じでは被告人の方が弁護されていると、弁護士の方が味方に立っていると、検察官が被告人からみたら敵という観点で立っているととらえてみていましたので、どうしても被告人質問の時、弁護士さんからの質問には穏やかに辻褄を合わせているのかなと、打合せをしているのではないかなと思うくらい、スムーズに話が進んで行ったのですが、検察の方が質問すると、どうしても争点が違って、争っている内容が違っていましたので、ちょっと被告人の方も感情が出てきたりとかそういうことがあって、感情をあらわにして、被告人の素が見えるので非常に良かったと思います。

(司会)

大分時間も予定の時間になってきましたので、今日こちらからいろいろ質問してお伺いしたのですが、最後にそれぞれ、ご自分が裁判員として裁判に関与されたご経験を踏まえて、これから裁判員になられる方に、メッセージと言いますか、一言ずつお聞きさせていただいて、意見交換会を終わりたいと思います。

(8 番)

これからなられる方には自分が疑問と思っていることは聞いて、自分が後になって後悔しないように聞いていただきたいと思います。それはいろいろ、その人の経験とかいろいろありますので、裁判長さんが不思議と思わないことでも不思議なことはあると思いますので、その点あとあと後悔のないように話を聞いていただきたいと思います。

(7 番)

まず声がかかった段階で嫌だと思わないで。そこから始まるのだと思います。せっかくの機会だと前向きにとらえて積極的に参加していただきたいなということが一つと、さらに進んで実際になったら、白紙の状態で臨むこと、先入観、これは厳に慎むべきだろうと、白紙の状態で臨むことと、自分自身が謙虚であるべきであろうと、できるだけ多くの人の意見、自分も言いたいことや疑問に思うことがあれば、またその都度話をすればいいわけですが、積極的にやるべきだと思いますが、多くの人の意見を謙虚に聞き入れて、それを自分なりにどのように組み立てていくのか、素人は素人としての考え方というのが、どこかに、法曹界にいらっしゃる方とは素人は素人で別の見方があるのではないのかなと、ですから、自信をもって、謙虚、しかも自信をもって、非常に難しい言い方になるかもしれませんが是非頑張ってくださいなと思いました。

(6 番)

もう決まってしまったら、度胸を据えるだけです。度胸を据えて、何事に対してというか、その人らに、難しいとか裁判所は怖いとか、そういうふうに思わないように度胸を据えて考えてもらうようにしてほしいです。

(5 番)

選ばれたら、いやらしい言い方ですが、報酬もいただけるので、仕事の一部として真剣に取り組んでいただきたい。選ばれてあの席に座ったら、どんな不真面目な人間でも真面目にならざるを得ない環境だとは思いますが。お金に見合った働きをするということで、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

(4 番)

真面目に、真剣はもちろんなんですが、そんなに構えずに普段着の自分のままで機会があればチャレンジしていただきたいですね、この制度に。

(3 番)

私自身が人生変わりました。こんなに積極的に、世の中の嫌なことにはすべて見て見ぬふりをする自分でしたが、それではいけないんだと、裁判員裁判を体験してから本当になんでも一生懸命、積極的に参加して、体験して、それが人生にプラスになる。ちょっと気が付くのが遅くなりましたが、是非私の受けた感情を、気分を、味わっていただきたい。皆さん積極的に参加してほしいと思います。日本の社会を良くするために。

(2 番)

裁判員って難しいと思っていてとても不安だったんですが、いろいろわかりやすく説明していただけるので、そんなに不安がらずに、参加してほしいと思います。裁判所というのは、身近なものではなくてとても自分の世界とはかけ離れた世界だと思っていたのですが、そうではなくて、自分の身の回りで起こっている事件を扱っているのです、そういう意味で自分も参加できるチャンスがあれば、自分の身の回りのことです。かけ離れた世界のことではないから、皆さんにも参加してほしいと思います。

(1 番)

選ばれたら、どんどん参加してもらいたいと、皆さんに吹聴したいと思いました。気になることがあるのですが、あまりこの制度がどんどん広がりますと、裁判員になって心の持ちようが軽視されないかなと、あまり広がりすぎると。もう少し、裁判そのものを厳粛にとらえないと、あまり広がりすぎてしまって、だれもかれもどんどん参加して、取り組み方が軽視されてしまうと、誤った判断がされるのではないかなと。その辺りが、厳粛さも保つということも何か方法を考えていかないと。守秘義務につきましても、担当した裁判は日常茶飯事であるような

ことでしたので、取り立てて周りに話すこともありませんでしたが、そんな気にもなりませんし、日常、毎日あるような犯罪でしたので、周りからも根掘り葉掘り聞かれることもありませんでしたし、こちら話すこともありませんから、守秘義務なんてまったく関係ない。それだけ、むしろ自分の取組が軽薄だったのかな、なんて今思います。これから、どんどんこの制度が何年かこのまま行ってしまうと、だれもかれも参加して、裁判に関わっても大したことはないわと、安易に取り組み過ぎるといけないかなという気がします。

(司会)

それでは予定の時間もそろそろ来たようですので、これで裁判員経験者の意見交換会を終了したいと思います。裁判員経験者の皆様にはこの意見交換会に進んでご参加いただき、多くの率直で貴重な意見をいただきました。誠にありがとうございました。裁判所としましては、今後、今日いただいたご意見も参考にしながら、検察庁や弁護士会とも協議し、協力も得て、より参加しやすい裁判員裁判、よりわかりやすく充実した裁判員裁判の実現のためにこれからも努力していきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

以 上